

審 議 結 果

会 議 名	川口市男女共同参画推進委員会第3回委員会
開 催 日 時	平成29年10月26日(木) 10時00分から10時33分
開 催 場 所	川口市議会 第3委員会室
出 席 者	菊地委員長 小林委員、佐々木委員、西浦委員、高野委員、高橋委員、杉本委員、 榊原委員、芦田委員、島袋委員 沢田市民生活部長、協働推進課 高山課長 男女共同参画係 永瀬係長、高橋主任
議 題	1 開会 2 議事 (1) 前回の確認事項について (2) 第2次川口市男女共同参画計画改訂(案)について 3 報告 (1) パブリックコメント手続きの実施について (2) 平成28年度版川口市男女共同参画年次報告書について 4 その他 5 閉会
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 前回の確認事項 資料No.2 第2次川口市男女共同参画計画改訂(案) 別添資料 平成28年度版川口市男女共同参画年次報告書

	別添資料 第2次川口市男女共同参画計画の改訂スケジュール（案） 別添資料 パブリック・コメント手続きの実施について
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

審 議 経 過

1 開会（10時00分）

- ・ 事務局から、出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から傍聴希望者がいない旨を報告した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。

2 議事

(1) 前回の確認事項について

○委員長

議事の（1）前回の確認事項について事務局の説明を求める。

○事務局

資料1をご覧ください。

基本目標Ⅱの「課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」に係る変更前の推進指標「川口市立医療センターにおける女性外来の受診者数」であるが、現状値として平成28年度の受診者は1人であった。前回会議で委員からご指摘いただいたとおり、指標として掲載するには適切ではないことから、推進指標から取り下げることとする。なお、医療センターに確認したところ、受診内容は、更年期障害や乳がんなど主に女性特有の病気や悩みに関することであり、専属の医師を常駐させているわけでないことから、今後も女性外来は継続していくとのことである。

続いて、「保健センターにおける女性向けの健康教室の受診者数」であるが、平成28年度の受講者数は111人であった。同教室の内容は、「歯科衛生士によるお口の健康チェック」、「ヘアメイクアーティストによるメイク術」、「運動によるボディーメイク」、「栄養士による栄養指導」である。これらの対象者はおおむね30歳から40歳ぐらいの女性で、「体幹美人のすすめ」と題した姿勢などの指導講座については年齢制限はなく、参加者は

高齢の女性も多いようである。

以上のことも踏まえ、委員からご指摘いただいたとおり、同指標については目標をほぼ達成していることから、新たに施策の成果が計れるような推進指標として県計画の推進指標にも示されている「健康寿命」を掲載する。

第1回目の会議資料としてお配りした「埼玉県男女共同参画基本計画」の6ページをお開きいただきたい。同ページの一番下、「基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する」という項目の推進指標が「健康寿命」である。

資料1に戻り、変更後の推進指標をご覧いただきたい。「健康寿命」とは65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間、要介護2以上になるまでの期間を指す。要介護2以上とは、身の回りの世話全般に介助が必要、立ち上がりや歩行に支えが必要、食事や排泄に介助が必要、などの状態である。

現状値は男性16.51年、女性19.58年である。目標値については、県の目標値を参考に設定した。男性17.63年、女性20.26年である。

なお、指標の下の説明は、完成後の計画には記載しない。

以上がご審議いただく内容である。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○委員

指標を「健康寿命」に変更するとのことだが、健康寿命の定義について、一般的な概念と異なっているのではないかと感じる。一般的な感覚では、健康寿命というと健康で何歳まで生きられるかということだと思っただけだが、指標では、65歳まで生きた人が残り何年健康でいられるかということを示している。一般的な社会での概念とは隔たりがあるのではないか。

○委員

同じく、指標を見た際に戸惑いを感じた。年齢で「何歳」という記述でないと分かり難

いのではないか。この指標だと、65歳まで生きたことを前提として、「健康」の定義に当てはまる人を数えているような感覚であり、違和感がある。

○委員

このように、「健康寿命」の定義が一般には定着していないというのが実情である。何か工夫ができないものか。

○委員

期間の後に括弧書きで年齢を記すなどしてはいかがか。

○委員長

委員からの意見を踏まえ、事務局は、より分かりやすい記述について検討していただきたい。

○事務局

検討させていただく。

○委員

自分がよく見聞きする健康寿命というと、男性も女性も70歳代である気がするのだが、この指標によると80歳代となっている。

○委員

「要介護2以上」という条件によるものだろう。

○委員

その定義自体が、世の中でよく聞く健康寿命と違って違和感がある。

○委員長

同指標については県の数値を参考に行っているとのことなので、あくまで県指標を基準とすべきか、市独自の数値を算出できるものなのか、事務局で確認していただきたい。

○事務局

確認させていただく。

○委員長

ほかに何か意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

(2) 第2次川口市男女共同参画計画改訂(案)について

○委員長

続いて、議事の(2)第2次川口市男女共同参画計画改訂(案)について審議に入る。

本日は、第1章、第2章及び推進体制の整備について審議することとなっている。

それでは、まず、第1章について事務局の説明を求める。

○事務局

3ページの資料2をご覧いただきたい。

以降の説明では、「第2次川口市男女共同参画計画」の冊子を「現行計画」、資料2を「見直し計画」と呼ぶ。また、現行計画の文章を基に、削除した部分には取り消し線を引き、新たに書き加えた部分には下線を引いている。

まず、「第1章 計画の趣旨 1 計画改訂の背景」についてであるが、ここでは、計画改訂の趣旨について説明している。

……「1 計画改訂の背景」修正案を事務局が読み上げる。

続いて、見直し計画4ページをご覧いただきたい。

「2 計画の性格」であるが、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」についての説明を盛り込み、加除修正した。

続いて、見直し計画5ページをご覧いただきたい。

「3 計画の期間」であるが、改訂後の計画の期間について記述している。

以上がご審議いただく内容である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

○委員

3ページの中ほど、「平成24（2012）年により一層～」という文章は、「に」が不要なのではないか。

○事務局

「平成24（2012）年に／より一層」という意味である。文章として読みづらいため、「より一層」の前に読点を打たせていただく。

○委員長

ほかに何か意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

では、引き続き第2章及び推進体制の整備について事務局の説明を求める。

○事務局

現行計画6ページ、7ページをお開きいただきたい。

「1 基本理念」、「2 基本的な視点」については変更はない。

続いて、「3 基本目標」については加除修正したので、見直し計画6ページをご覧ください。

「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり」では、平成28年に実施した市民意識調査の結果に触れつつ「意識づくり」について解説した。

……「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり」修正案を事務局が読み上げる。

続いて、見直し計画8ページをご覧ください。

「基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり」では、家庭、職場、地域などあらゆる分野で男女が活躍できる環境づくりについて解説した。

……「基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり」修正案を事務局が読み上げる。

続いて、現行計画48ページをご覧いただきたい。

「男女共同参画社会実現のための推進体制の整備」については変更はない。

以上がご審議いただく内容である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

計画の改訂については、本日をもってすべての審議を終了する。

ほかに、事務局から何かあるか。

○事務局

今後の委員会スケジュールについて提案させていただきたい。

先日、第4回委員会を12月25日に開催する旨通知したが、計画の改訂は本日をもってすべての審議が終了したこと、また委員の皆様も年末のお忙しい時期であることなどを踏まえ、次回の会議は開催しないこととし、計画改訂(素案)については、作成次第委員の皆様にお送りすることとしたい。素案についての質問、意見は期間を定めてお受けし、その後の確認等は議長に一任していただく。スケジュールについてはお手元の改訂スケジュール(案)のとおりとなるがいかがか。

○委員長

ただいまの提案について、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

年末は何かと気忙しいものなので、事務局の提案どおり進めていただきたい。

○事務局

それでは、改訂スケジュールの「(案)」を2本線で取り消していただきたい。12月25日の委員会は中止とし、次回の委員会は、平成30年2月15日とさせていただく。

引き続き、パブリックコメントについての説明を報告事項としてさせていただきたい。

3 報告

○委員長

それでは、3 報告事項（1）パブリック・コメント手続きの実施について、事務局の説明を求める。

○事務局

別添資料「パブリック・コメント手続きの実施について」をご覧ください。

「第2次川口市男女共同参画計画改訂(素案)」の内容を対象とし、広く市民からの意見を募集するものである。

募集期間は、平成29年12月5日から平成30年1月4日までとし、公開方法は、市ホームページへの掲載、協働推進課及び市政情報コーナーでの閲覧とする。

意見を提出できるかたは、市内に住所を有するかた、市内に事務所または事業所を有するかた、市内の事務所又は事業所に勤務するかた、市内の学校に在学するかた、本市に対して利害関係を有するかたのほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するかたとなっている。

意見の提出方法は、文書の持参、郵送、FAX、電子メールとする。

以上である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

3 報告事項（2）平成28年度版川口市男女共同参画年次報告書について、事務局の説明を求める。

○事務局

「平成28年度版男女共同参画年次報告書」が完成したのでご覧ください。こちら

は「川口市男女共同参画推進条例」に基づき、年次報告書として男女共同参画に関するあらゆる施策及び事業の実施状況等をまとめたものである。

以上である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

4 その他

○委員長

4 その他について、事務局から説明を求める。

○事務局

前回の委員会で報告させていただいた「女性活躍&ワーク・ライフ・バランス推進ガイド」が完成したのでご覧いただきたい。同リーフレットは、女性活躍推進法に基づき労働者301人以上の事業主には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられ、300人以下の事業主については努力義務とされていることから、1社でも多くの事業主に行動計画の策定をしていただけるよう作成したものである。

また、川口市独自の先進事例・相談窓口等が掲載されており、市内企業に配布することで行動計画の策定を促すとともにワーク・ライフ・バランスの実現を目指していただくものである。

なお、明日から開催される川口市産品フェア 2017において出展企業に配布する予定である。

以上である。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第3回委員会を終了する。

5 閉会（10時33分）

会議の内容については、以上のとおりです。

平成29年11月16日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

(菊地委員長署名)

川口市男女共同参画推進委員会委員

(高橋委員署名)
